

事 務 連 絡

平成 2 1 年 4 月 1 6 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室

台湾産養殖鰻加工品の輸出証明書様式の変更について

標記については、平成 2 1 年 3 月 3 0 日付け事務連絡「食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示について」により連絡したところです。

今般、台湾行政院農業委員会漁業署が発行する鰻加工品に係る輸出証明書様式について、別添のとおり変更されることとなりましたのでお知らせします。

なお、活鰻についての証明書様式には変更がないことを申し添えます。